改 定 前

# きたぎんUCカード会員規約

# きたぎんUCカード会員規約

# ≪一般条項≫

### 第1条 (会員-本人会員・家族会員)

1. ~ 3. 一省略一

#### 第2条 (カードの発行と管理)

- 1. 一省略一
- 2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に 印字される3桁の数字をいう)等(以下総称して「カード情報」と称します。)が表示されて います。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号 は、当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、カード及びカード情報を 善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。 なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の上カードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。
- 3. 一省略一
- 4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。第20条第5項に定める場合等におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。
- 5. 会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払は本人会員の責任とします。但し、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。
- 6.7. -省略-

# ≪一般条項≫

#### 第1条(会員-本人会員・家族会員)

1. ~ 3. −省略−

#### 第2条 (カードの発行と管理)

- 1. 一省略一
- 2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に 印字される3桁の数字をいう)等(以下総称して「カード情報」と称します。)が表示されて います。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号 は、当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、カード及びカード情報を 善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。 なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の上カードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。
- 3. 一省略一
- 4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人の みが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡または担保に提供するなどカードの占有を第 三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりするこ とも一切できません。第20条第5項に定める場合等におけるカード情報の預託は、会員が行う ものであり、その責任は本人会員の負担とします。
- 5. 会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させまたはカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払は本人会員の責任とします。但し、カードまたはカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意または過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。
- 6.7. -省略-

1. 2. 一省略一

第3条 (カードの年会費)

3. すでにお支払い済の年会費は、退会又は会員資格の取り消しとなった場合その理由の如何を問 わず返却いたしません。

#### 第4条(暗証番号)

- 1. 2. -省略-
- 3. 会員が第三者に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じ た損害は、本人会員の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は 過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

#### 第5条(カード利用可能枠)

- 1. 2. -省略-
- 3. 第1項にかかわらず、第20条第1項に定めるショッピングサービスのうち、第23条に定める1回 ┃3. 第1項にかかわらず、第20条第1項に定めるショッピングサービスのうち、第23条に定める1回 払いを除く支払区分については、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場 合があります。その場合、会員は、支払区分ごとの未決済の利用代金の金額が各々の利用可能 枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済の利用代金の合計が第1項に定め る利用可能枠を超えるご利用はできません。なお、会員は、第1項又は本項に定める利用可能 枠を超えたご利用について、第23条に定める1回払いを指定したものと同様に取り扱われるこ とを承認します。
- 4. -省略-
- カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は 利用停止ができるものとします。

#### 第6条(複数枚カード保有における利用可能枠)

-省略-

#### 第7条(代金決済)

- 1.2. -省略-
- 3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届け出た

# 改 定 後

### 第3条 (カードの年会費)

- 1. 2. 一省略一
- 3. すでにお支払い済の年会費は、退会または会員資格の取り消しとなった場合その理由の如何を 問わず返却いたしません。

#### 第4条 (暗証番号)

- 1. 2. -省略-
- 3. 会員が第三者に暗証番号を知らせ、または暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生 じた損害は、本人会員の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意ま たは過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

#### 第5条 (カード利用可能枠)

- 1. 2. -省略-
- 払いを除く支払区分については、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場 合があります。その場合、会員は、支払区分ごとの未決済の利用代金の金額が各々の利用可能 枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済の利用代金の合計が第1項に定め る利用可能枠を超えるご利用はできません。なお、会員は、第1項または本項に定める利用可 能枠を超えたご利用について、第23条に定める1回払いを指定したものと同様に取り扱われる ことを承認します。
- 4. 一省略—
- 5. カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額また は利用停止ができるものとします。

### 第6条(複数枚カード保有における利用可能枠)

-省略-

# 第7条(代金決済)

- 1. 2. -省略-
- 3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届け出た

送り先にご利用明細書として郵送又は電磁的方法により通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ又はご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。

4. お支払預金口座の預金残高不足により、第1項のご利用代金の支払債務(以下「支払債務」と称します。)の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。

#### 第8条 (支払金等の充当順位)

一省略一

#### 第9条 (費用の負担)

-省略-

#### 第10条(退会及びカードの利用停止と返却)

- 1. 本人会員は、当社あて所定の退会手続をすることにより、いつでも退会することができます。 その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。
- 2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第16条第1項(n)に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。
  - (4) カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。
  - (p) 本規約のいずれかに違反した場合。
  - (ハ) 当社に対する支払債務又は当社の保証している債務の履行を怠った場合。
  - (=) 個人信用情報機関の情報により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
  - (ホ) 第20条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が

# 改定後

送り先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたははご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。

4. お支払預金口座の預金残高不足により、第1項のご利用代金の支払債務(以下「支払債務」と称します。)の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。

#### 第8条 (支払金等の充当順位)

-省略-

#### 第9条(費用の負担)

-省略-

#### 第10条(退会及びカードの利用停止と返却)

- 1. 本人会員は、当社あて所定の退会手続をすることにより、いつでも退会することができます。 その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却または裁断のうえ破棄するもの とします。
- 2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知または催告を要せずして、カード及び第16条第1項(ロ)に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止または会員の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。
  - (イ) カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。
  - (ロ) 本規約のいずれかに違反した場合。
  - (ハ) 当社に対する支払債務または当社の保証している債務の履行を怠った場合。
  - (=) 個人信用情報機関の情報により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
  - (ホ) 第20条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が

認めた場合、又は第28条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。

- (へ) 第7条第1項に定める自動振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。
- (ト) 第11条第1項又は第2項各号のいずれかに該当した場合。
- (チ) 第14条第1項に違反したことなどにより、当社から本人会員への連絡が不可能であると当 社が判断した場合。
- (リ) 第16条の2第1項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。
- (3) 第16条の2第2項に記載する行為を行った場合。
- (ル) 第16条の2第3項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。
- (ヲ) 本人会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本人会員への連絡が困難と判断した場合。
- (ワ) 本人会員が死亡した場合。
- (カ) 本人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。
- (3) 本人会員が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在 留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。

#### 3. -省略-

#### 第11条 (期限の利益喪失)

- 1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
  - (4) 第28条第1項に定めるキャッシングサービス又は、ショッピングサービスの1回払いの利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
  - (p) ショッピングサービス (1回払いを除く) の利用代金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
  - (ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。
  - (二) 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。

# 改定後

認めた場合、または第28条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。

- (^) 第7条第1項に定める自動振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。
- (ト) 第11条第1項または第2項各号のいずれかに該当した場合。
- (チ) 第14条第1項に違反したことなどにより、当社から本人会員への連絡が不可能であると当 社が判断した場合。
- (リ) 第16条第5項に記載する行為を行った場合。
- (ヌ) 第16条の2第1項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。
- (ル) 第16条の2第2項に記載する行為を行った場合。
- (7) 第16条の2第3項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。
- (7) 本人会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本人会員への連絡が困難と判断した場合。
- (力) 本人会員が死亡した場合。
- (3) 本人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。
- (外) 本人会員が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在 留資格を喪失または在留資格の確認ができない場合。
- 3. 一省略—

# 第11条 (期限の利益喪失)

- 1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
  - (4) 第28条第1項に定めるキャッシングサービスまたは、ショッピングサービスの1回払いの利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
  - (p) ショッピングサービス (1回払いを除く) の利用代金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
  - (ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
  - (二) 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき。

- (ホ) 破産・民事再生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。
- (^) カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。
- 2. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
  - (4) 商品の購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合で、本人会員が当社に対する支払いを1回でも遅滞したとき。
  - (ロ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
  - (^) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
  - (二) 本人会員の信用状態が著しく悪化したとき。
  - (ホ) 会員が、第16条の2第1項又は第2項に違反したとき又は、当社が、第16条の2第3項に 定める報告を求めたにもかかわらず、本人会員から合理的な期間内に報告書が提出されな いとき。

#### 第12条 (遅延損害金)

-省略-

### 第13条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)

- 1. 万一会員がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得(以下「盗難」と総称します。)され、又はカードを紛失した場合は、会員は速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。
- 2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは本人会員の責任となります。
- 3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。
  - (イ) 会員の故意又は重大な過失に起因する場合。
  - (p) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、 会員の関係者の自らの行為又は加担した盗難の場合。
  - (n) 第2条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用された場合。
  - (こ) 当社が会員から盗難・紛失の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合。
  - (\*) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。

# 改 定 後

- (ホ) 破産・民事再生の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき。
- (^) カードの破壊、分解等を行い、**または**カードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。
- 2. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について 期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
  - (4) 商品の購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合で、本人会員が当社に対する支払いを1回でも遅滞したとき。
  - (1) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
  - (^) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
  - (二) 本人会員の信用状態が著しく悪化したとき。
  - (ホ) 会員が、第16条の2第1項または第2項に違反したときまたは、当社が、第16条の2第3項に定める報告を求めたにもかかわらず、本人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

#### 第12条 (遅延損害金)

—省略—

# 第13条(カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)

- 1. 万一会員がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得(以下「盗難」と総称します。)され、またはカードを紛失した場合は、会員は速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。
- 2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは本人会員の責任となります。
- 3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。
  - (イ) 会員の故意または重大な過失に起因する場合。
  - (p) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、 会員の関係者の自らの行為または加担した盗難の場合。
  - (n) 第2条に違反して第三者にカードまたはカード情報を使用された場合。
  - (二) 当社が会員から盗難・紛失の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合。
  - (4) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。

- (^) 本規約のいずれかに違反した場合。
- (ト) 会員が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、 又は被害調査に協力をしない場合。
- (チ) (リ) -省略-
- 4. 一省略一

#### 第14条 (届出事項の変更)

- 1. 2. -省略-
- 3. 当社は、本人会員と当社との各種取引において、本人会員が当社に届出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

#### 第15条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されている又は今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。

#### 第16条 (その他の承諾事項)

- 1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。
  - (4) 当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。
  - (p) 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」と称します。) を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。
- 2. 本人会員は、以下の義務を負うことを承認します。
- (4) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求める とともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を 取得又は提出いただくこと。
- (p) 第7条第3項に定めるご利用明細書は、電磁的方法又は郵送による方法で本人会員に通知すること。なお、当社は本人会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送で送付するものとしますが、この場合当社所定の発行費用をご負担いただきます。但し、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。

# 改定後

- (^) 本規約のいずれかに違反した場合。
- (ト) 会員が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、 または被害調査に協力をしない場合。
- (チ) (リ) -省略-
- 4. 一省略一

#### 第14条 (届出事項の変更)

- 1. 2. -省略-
- 3. 当社は、本人会員と当社との各種取引において、本人会員が当社に届出た内容または公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容または収集内容に変更することができるものとします。

#### 第15条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されているまたは今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。

#### 第16条 (その他の承諾事項)

- 1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。
- (4) 当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。
- (ロ) 当社**または**当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」と称します。) を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。
- 2. 本人会員は、以下の義務を負うことを承認します。
- (4) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求める とともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を 取得または提出いただくこと。
- (n) 第7条第3項に定めるご利用明細書は、電磁的方法または郵送による方法で本人会員に通知すること。なお、当社は本人会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送で送付するものとしますが、この場合当社所定の発行費用をご負担いただきます。但し、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。

- (n) 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。
- 3. 当社は、以下各号の行為を行うことができます。
  - (4) 当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。
  - (p) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を留保し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。
  - (ハ) (ロ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続をとること。
  - (二) 当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃すること。
- 4. 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、第28条第1項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

# 改 定 後

- (ハ) 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、**または**カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。
- 3. 当社は、以下各号の行為を行うことができます。
  - (4) 当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。
  - (n) 当社がカードまたはカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を留保し、もしくは一定期間制限し、またはお断りすることがあること。
  - (ハ) (ロ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続をとること。
  - (二) 当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃すること。
- 4. 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、第28条第1項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。
- 5. 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の役職員・従業者等(派遣社員を含み、以下「従業者等」といいます。)に対し、次の各号に掲げる行為その他従業者等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- (4) 暴力、威嚇、脅迫、強要等
- (ロ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動
- (ハ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動
- (二) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ
- (ホ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等

(改定箇所赤字で記載)

改定前	改 定 後
第16条の2(反社会勢力の排除)	第16条の2(反社会勢力の排除)
1. 一省略—	1. 一省略—
2. 本人会員は、自ら又は第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約	2. 本人会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを確
いたします。	約いたします。
(4) 暴力的な要求行為	(イ) 暴力的な要求行為
(ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為	(1) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(^) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為	(^) 取引に関して、脅迫的な言動をし、 <mark>または</mark> 暴力を用いる行為
(二) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害	(=) 風説を流布し、偽計を用い <mark>または</mark> 威力を用いて当社の信用を毀損し、 <mark>または</mark> 当社の業務を
する行為	妨害する行為
(ホ) その他前各号に準ずる行為	(ホ) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、会員が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反又は、次の各号に該当すると具体	3. 当社は、会員が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反または、次の各号に該当すると具
的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めるこ	体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求める
とができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出	ことができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提
しなければならないものとします。	出しなければならないものとします。
(イ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする	(イ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってす
等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。	る等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
(ロ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められ	(中) 暴力団等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与する等の関与をしていると認めら
る関係を有すること。	れる関係を有すること。
(ハ) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。	(^) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
第17条(合意管轄裁判所)	第17条(合意管轄裁判所)
会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社	会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社
の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としま	の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし
す。	ます。
   第18条(準拠法)	   第18条(準拠法)
<del></del> 省略 <del></del>	一省略一

第19条 (規約の改定並びに承認)

1. 一省略—

第19条 (規約の改定並びに承認)

1. 一省略—

2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をきたぎんユーシーホームページ (https://www.kitagin-uc.co.jp/) において告知する方法又は本人会員に通知する方法その他当 社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

# ≪ショッピングサービス条項≫

### 第20条 (カード利用方法)

- 1. 会員は、次の(イ)(n)(n)に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入及びサービスの提供を受けることができます(以下「ショッピングサービス」と称します。)。
  - (イ) 当社と契約した加盟店。
  - (p) 当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
  - (ハ) 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
- 2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。
- 3. -省略-
- 4. 会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。
- 5. 会員は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス(以下「継続的サービス」と称します。)を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払にカードを利用する場合、会員がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は本人会員の負担になることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合もしくは退会又は会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場

# 改 定 後

2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をきたぎんユーシーホームページ (https://www.kitagin-uc.co.jp/) において告知する方法または本人会員に通知する方法その他 当社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるもの とします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うこと、または、お知らせ後1ヶ月の経過をもって、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

# ≪ショッピングサービス条項≫

#### 第20条 (カード利用方法)

- 1. 会員は、次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力することまたは所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入及びサービスの提供を受けることができます(以下「ショッピングサービス」と称します。)。
  - (イ) 当社と契約した加盟店。
  - (p) 当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
  - (ハ) 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
- 2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、または商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、またはカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。
- 3. -省略--
- 4. 会員は、換金<mark>または</mark>違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。
- 5. 会員は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス(以下「継続的サービス」と称します。)を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払にカードを利用する場合、会員がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は本人会員の負担になることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合もしくは退会または会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた

合は、当社が会員に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。

#### 第21条 (加盟店への連絡等)

**—省略—** 

#### 第22条 (立替払い又は債権譲渡)

- 1. 一省略一
- 2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店において会員がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。
- 3. 会員は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。
- (イ) 加盟店が当社に譲渡すること。
- (p) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。
- (n) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携 組織を通じ当社に譲渡すること。
- 4. -省略-

#### 第23条(支払区分)

1. 会員はショッピングサービスの利用代金の支払いについて、カード利用の際に、1回払い、2回払い、3回以上の分割払い(ボーナス併用分割払いも含む。以下「分割払い」と称します。)、ボーナス一括払い、リボルビング払い(以下総称して「支払区分」と称します。)のいずれかを指定することができます。但し、加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支

# 改 定 後

場合は、当社が会員に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。

#### 第21条 (加盟店への連絡等)

--省略---

#### 第22条(立替払いまたは債権譲渡)

- 1. 一省略一
- 2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店において会員がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品またはサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。
- 3. 会員は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知または承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。
- (イ) 加盟店が当社に譲渡すること。
- (p) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。
- (ハ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携 組織を通じ当社に譲渡すること。
- 4. -省略-

### 第23条(支払区分)

1. 会員はショッピングサービスの利用代金の支払いについて、カード利用の際に、1回払い、2回払い、3回以上の分割払い(ボーナス併用分割払いも含む。以下「分割払い」と称します。)、ボーナス一括払い、リボルビング払い(以下総称して「支払区分」と称します。)のいずれかを指定することができます。但し、加盟店及び商品またはサービスによっては、利用できない

払区分、回数があります。なお、支払区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

2. ~6. 一省略—

### 第24条(商品の所有権)

—省略—

#### 第25条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申込みをした場合において、提供された商品、 権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は、加盟店に商品の交換を申 し出るか又は加盟店との間の当該契約の解除をすることができます。

#### 第26条 (支払停止の抗弁)

- 1. 会員は、ショッピングサービスに下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、 支払いを停止することができるものとします。
  - (4) 商品、権利又は役務の提供がなされないこと。
  - (中) 商品の破損、汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。
  - (ハ) 商品、権利又は役務の提供について、その他加盟店に対して生じている事由があること。
- 2. ~4. 一省略—
- 5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
  - (イ)ショッピングサービスの利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
  - (ロ) 会員の指定した支払区分が、1回払いのとき。
  - (n) 2回払い、ボーナス一括払い又は、分割払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が40,000円に満たないとき。
  - (ニ) リボルビング払いで利用した1回のカード利用に係る現金価格の合計が38,000円に満たないとき。
  - (ま) 商品、権利又は役務の提供を受ける以外の目的でカードを利用したとき。
  - (4) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
- 6. 一省略—

# 改 定 後

支払区分、回数があります。なお、支払区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

2.~6. 一省略—

#### 第24条 (商品の所有権)

—省略—

#### 第25条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申込みをした場合において、提供された商品、権利または役務が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は、加盟店に商品の交換を申し出るかまたは加盟店との間の当該契約の解除をすることができます。

#### 第26条 (支払停止の抗弁)

- 1. 会員は、ショッピングサービスに下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、 支払いを停止することができるものとします。
  - (4) 商品、権利または役務の提供がなされないこと。
  - (p) 商品の破損、汚損、故障、その他の種類<mark>または</mark>品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。
  - (n) 商品、権利**または**役務の提供について、その他加盟店に対して生じている事由があること。
- 2. ~4. -省略-
- 5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
  - (イ) ショッピングサービスの利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
  - (ロ) 会員の指定した支払区分が、1回払いのとき。
  - (n) 2回払い、ボーナス一括払いまたは、分割払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が40,000円に満たないとき。
  - (=) リボルビング払いで利用した1回のカード利用に係る現金価格の合計が38,000円に満たないとき。
  - (は) 商品、権利または役務の提供を受ける以外の目的でカードを利用したとき。
  - (^) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
- 6. -省略-

# 改 定 後

#### 第27条(早期完済の場合の特約)

本人会員は分割払いの支払方法において、約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときは、78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により、算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できます。

# ≪キャッシングサービス条項≫

#### 第28条 (キャッシングサービス)

- 1. 会員は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けること(以下「キャッシングサービス」と称します。)ができます。
  - (イ) 当社又は当社の提携する金融機関等(以下「提携金融機関」と称します。)の現金自動支 払機又は現金自動預払機(以下「CD・ATM」と称します。)を利用する方法。
  - (ロ) 当社所定の手続きによりお支払預金口座に振込む方法。
  - (ハ) その他当社が定める方法。
- 2. ~5. 一省略—

### 第29条 (キャッシングサービスの利率等)

- 1. キャッシングサービスによる融資金(以下「融資金」と称します。)及び利息の支払方法は、ご利用の都度、1回払い(以下「キャッシング(1回払い)」と称します。)又はリボルビング払い(以下「キャッシング(リボ)」と称します。)のいずれかを指定します。但し、日本国外でキャッシングサービスをご利用の場合、支払方法はキャッシング(1回払い)に限ります。また、家族会員はキャッシング(1回払い)に限りご利用できます。
- 2. ~ 4. -省略-

# 第30条 (キャッシングサービスの返済方法等)

-省略-

### 第31条(早期返済の場合の特約)

本人会員は、約定支払目前であっても当社所定の返済方法により、融資金残高の全部又は一部をお支払いできます。

# 第27条(早期完済の場合の特約)

本人会員は分割払いの支払方法において、約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときは、78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により、算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できます。

# ≪キャッシングサービス条項≫

#### 第28条 (キャッシングサービス)

- 1. 会員は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けること(以下「キャッシングサービス」と称します。)ができます。
  - (イ) 当社または当社の提携する金融機関等(以下「提携金融機関」と称します。)の現金自動 支払機または現金自動預払機(以下「CD・ATM」と称します。)を利用する方法。
  - (ロ) 当社所定の手続きによりお支払預金口座に振込む方法。
  - (ハ) その他当社が定める方法。
- 2. ~5. 一省略—

# 第29条 (キャッシングサービスの利率等)

- 1. キャッシングサービスによる融資金(以下「融資金」と称します。)及び利息の支払方法は、ご利用の都度、1回払い(以下「キャッシング(1回払い)」と称します。)またはリボルビング払い(以下「キャッシング(リボ)」と称します。)のいずれかを指定します。但し、日本国外でキャッシングサービスをご利用の場合、支払方法はキャッシング(1回払い)に限ります。また、家族会員はキャッシング(1回払い)に限りご利用できます。
- 2. ~ 4. -省略-

### 第30条(キャッシングサービスの返済方法等)

-省略-

# 第31条(早期返済の場合の特約)

本人会員は、約定支払目前であっても当社所定の返済方法により、融資金残高の全部または一部をお支払いできます。

改定前	改 定 後	
第32条 (ご利用・ご返済にかかる書面) 1省略- 2. 第1項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。	第32条(ご利用・ご返済にかかる書面) 1省略— 2. 第1項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用またはご返済がある場合、変動することがあります。	
UC ゴールドカード会員特約	UC ゴールドカード会員特約	
きたぎんユーシー株式会社(以下「当社」と称します。)に対し、きたぎんUCカード会員規約(以下「会員規約」と称します。)及び本特約をご承認のうえ、当社が発行するきたぎんUCゴールドカードの利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方をきたぎんUCゴールドカード会員とします。	きたぎんユーシー株式会社(以下「当社」と称します。)に対し、きたぎんUCカード会員規約(以下「会員規約」と称します。)及び本特約をご承認のうえ、当社が発行するきたぎんUCゴールドカードの利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方をきたぎんUCゴールドカード会員とします。	
UC リボカード特約	UC リボカード特約	
第1条(リボルビング払い専用カード)	第1条 (リボルビング払い専用カード) きたぎんユーシー株式会社 (以下「当社」と称します。) が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード (以下「カード」と称します。) の会員が、きたぎんUC カード会員規約 (以下「会員規約」と称します。) 及び本特約をご承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、カードをリボルビング払い専用カード (以下「リボカード」と称します。) とすることができるものとし、またはカードに追加してリボカードを貸与するものとします (前者をリボカード専用型、後者をリボカード追加型と称します)。	

改定前	改 定 後
ることがあります。 2省略 <del>-</del>	なることがあります。 2省略 <del></del>
<b>第3条</b> (リボカード追加型) -省略—	<b>第3条(リボカード追加型)</b> -省略—
<b>第4条 (会員規約の適用)</b> -省略—	第4条 (会員規約の適用) 一省略—
UC カードフリーボ特約	UC カードフリーボ特約
第1条 (会員) —省略—	第1条 (会員) 一省略—
第2条(カードの年会費)	第2条(カードの年会費)
本カードの年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。	本カードの年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。
第3条(ショッピング支払区分)	第3条(ショッピング支払区分)
ショッピング代金の支払いについては会員がリボルビング払いを指定したものとします。ただし、 指定外の加盟店又は、当社が指定したものに本カードを利用した場合、1回払いとなることがあり	ショッピング代金の支払いについては会員がリボルビング払いを指定したものとします。ただし、 指定外の加盟店または、当社が指定したものに本カードを利用した場合、1回払いとなることがあ
ます。会員が2回払い、ボーナス払いを指定した場合、そのご利用代金の支払区分は会員の指定し	ります。会員が2回払い、ボーナス払いを指定した場合、そのご利用代金の支払区分は会員の指定
たところによるものとします。なお、本カードは分割払いの利用はできないものとします。	したところによるものとします。なお、本カードは分割払いの利用はできないものとします。
<b>第4条 (リボルビング払い)</b> —省略—	<b>第4条(リボルビング払い)</b> —省略—
第5条 (会員規約の適用)	第5条(会員規約の適用)
本特約に定めのない事項については、きたぎんUCカード会員規約を適用するものとします。	本特約に定めのない事項については、きたぎんUCカード会員規約を適用するものとします。

改定前	改定後
<ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内	<ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内
1. 毎月の支払元金(支払コース)	1. 毎月の支払元金(支払コース)
−表、省略─	<b>−表、省略−</b>
注:利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は利用残高の全額となります。	注:利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は利用残高の全額となります。
2. お支払い例(定額1万円コース・実質年率15.00%の場合)	2. お支払い例(定額1万円コース・実質年率18.00%の場合)
5月1日に80,000円をご利用の場合	5月1日に80,000円をご利用の場合
(1) 6月5日に支払う弁済金(5月10日締切)	(1)6月5日に支払う弁済金(5月10日締切)
支払元金 10,000円	支払元金 10,000円
手数料 0円 (ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりま	手数料 0円(ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりま
せん)	せん)
弁済金 10,000円	弁済金 10,000円
(2) 7月5日に支払う弁済金(6月10日締切)	(2) 7月5日に支払う弁済金(6月10日締切)
支払元金 10,000円	支払元金 10,000円
手数料 5月11日~6月5日分 + 6月6日~6月10日分	手数料 5月11日~6月5日分 + 6月6日~6月10日分
(80,000円×26日+70,000円×5日)×15.00%÷365日	(80,000円×26日+70,000円×5日)×18.00%÷365日
= 9 9 8 円	=1, 198円
弁済金 10,000円+998円=10,998円	弁済金 10,000円+1,198円=11,198円
(3) 8月5日に支払う弁済金(7月10日締切)	(3) 8月5日に支払う弁済金(7月10日締切)
支払元金 10,000円	支払元金 10,000円
手数料 6月11日~7月5日分 + 7月6日~7月10日分	手数料 6月11日~7月5日分 + 7月6日~7月10日分
$(70, 000$ 円 $\times 25$ 日 $+60, 000$ 円 $\times 5$ 日 $) \times 15. 00\% \div 365日$	$(70, 000$ 円 $\times 25$ 日 $+60, 000$ 円 $\times 5$ 日 $) × 18. 00% ÷ 365$ 日
= 8 4 2 円	=1,010円
弁済金 10,000円+842円=10,842円	弁済金 10,000円+1,010円=11,010円
※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は	※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は
365日でうるう年は366日で計算します。	365日でうるう年は366日で計算します。
注:残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払元金に	注:残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払元金に
読み替えて算定するものとします。	読み替えて算定するものとします。
<ucカードフリーボ>リボルビング払いのご案内</ucカードフリーボ>	<ucカードフリーボ>リボルビング払いのご案内</ucカードフリーボ>

1. 毎月の支払元金(支払いコース)

1. 毎月の支払元金(支払いコース)

改定前	改 定 後
-表、省略- 2. お支払い例(定額1万円コース・実質年率15.00%の場合) 5月1日に80,000円をご利用の場合 (1)6月5日に支払う弁済金(5月10日締切) 支払元金 10,000円 手数料 0円(ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は 手数料計算の対象となりません。) 弁済金 10,000円 (2)7月5日に支払う弁済金(6月10日締切) 支払元金 10,000円 手数料 0円(ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は 手数料計算の対象となりません。 ※6月6日~7月5日分は8月5日にお支払いいただきます。) 弁済金 10,000円 (3)8月5日に支払う弁済金(7月10日締切) 支払元金 10,000円 手数料 6月6日~7月5日分 70,000円×15.00%×30日÷365日=863円 弁済金 10,000円+863円=10,863円	-表、省略— 2. お支払い例(定額1万円コース・実質年率18.00%の場合) 5月1日に80,000円をご利用の場合 (1)6月5日に支払う弁済金(5月10日締切) 支払元金 10,000円 手数料 0円(ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は 手数料計算の対象となりません。) 弁済金 10,000円 (2)7月5日に支払う弁済金(6月10日締切) 支払元金 10,000円 手数料 0円(ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は 手数料計算の対象となりません。 ※6月6日~7月5日分は8月5日にお支払いいただきます。) 弁済金 10,000円 (3)8月5日に支払う弁済金(7月10日締切) 支払元金 10,000円 手数料 6月6日~7月5日分 70,000円×18.00%×30日÷365日=1,035円 弁済金 10,000円+1,035円=11,035円
<キャッシングサービス>のご案内 -表、省略─ ●遅延損害金 実質年率 20.0%	<キャッシングサービス>のご案内 -表、省略── ●遅延損害金 実質年率 20.0% 2025 年 8 月現在

改 定 後

# 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。

### 第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

- (1) -省略-
- (2) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1) により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

#### 第2条 (第1条以外での個人情報の利用)

-省略-

#### 第3条(個人情報の共同利用)

- (1) -省略-
- (2)上記(1)の利用期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年とします。

企業名	業務内容	利用目的	連絡先
㈱北日本銀行	①~③—省略—	①~⑥一省略—	岩手県盛岡市中央通
		⑦他の事業者等から個人情報	1 - 6 - 7
		の処理の全部又は一部につ	TEL 019-653-1111
		いて委託された場合等にお	
		いて委託された当該業務を	
		適切に遂行するため	
		⑧以下─省略─	

#### 第4条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1) 会員の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関す

# 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。

### 第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

- (1) -省略-
- (2) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部または全部を、当社の委託先企業に 委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1) により収集した個人情報を 当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

#### 第2条 (第1条以外での個人情報の利用)

-省略-

#### 第3条(個人情報の共同利用)

- (1) -省略-
- (2)上記(1)の利用期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年とします。

企業名	業務内容	利用目的	連絡先
㈱北日本銀行	①~③—省略—	①~⑥一省略—	岩手県盛岡市中央通
		⑦他の事業者等から個人情報	1 - 6 - 7
		の処理の全部または一部に	TEL 019-653-1111
		ついて委託された場合等に	
		おいて委託された当該業務	
		を適切に遂行するため	
		⑧以下─省略─	

#### 第4条(信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供)

(1) 信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

る情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」と称します。)及び加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」と称します。)に照会し、会員及び会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力(返済能力)の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。

- (2) 会員の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、(3) に定めるとおり加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。
- (3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。

(構シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

お問い合わせ先 0570-666-414 ホームページアドレス https://www.cic.co.jp/

登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

**登録期間** ①本契約に係る申込みをした事実は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から 6ヶ月間

- ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内
- ③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内
- ※㈱シー・アイ・シー (CIC) の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

**㈱日本信用情報機構(JICC)**(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 ナビッグ・イヤル 0570-055-955 ホームページ・アトレス https://www.jiec.co.jp/

登録情報 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付 日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返

# 改 定 後

会員は、下記の事項に同意します。

- ①当社は、会員の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等)を、当社が加盟する信用情報機関(注)およびこれと提携する信用情報機関(以下、「提携信用情報機関」といいます。)に提供し、会員に関する信用情報((3) ①に定める情報をいいます。以下同じ。)をこれら信用情報機関に照会します。
- ②上記①の照会により、当社は、これら信用情報機関に会員の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員の支払能力・返済能力の調査のために利用します。
- (注)個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者(以下 「加盟事業者」といいます。)に提供することを業とするものをいいます。
- (2) 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意 会員は、下記の事項に同意します。
  - ①当社は、会員に係る本契約に基づく②に定める信用情報を、加盟信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において②に定める期間保有され、
  - (3)に記載のとおり利用されます。
  - ②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

#### ㈱シー・アイ・シー

#### 提供情報

カード使用者の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。

申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名 およびその数量/回数/期間、支払回数、等)。

支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。

#### 保有期間

- A. 本契約の申込みに係る事実(本人を特定するための情報および申込みの事実)は当 社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間
- B. 本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事 実)は契約期間中および契約終了後5年以内

済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済 日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、 強制解約、破産申立、債権譲渡等)

**登録期間** ①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が㈱日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内

- ②本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報が登録されている期間
- ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内
- ④取引事実に関する情報は、契約発生中及び契約終了後5年以内(ただし、債権 譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
- (4) 提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。

#### 全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL 03-3214-5020 フリータ イヤル 0120-540-558

ホームへ。ージアト レス https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※ 全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用 情報機関です。

# 改 定 後

C. 上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合は契約期間 中および契約終了後5年間

#### ㈱日本信用情報機構

#### 提供情報

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務 先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、並びに申込日および申込商品種別等の情報、 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、 商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、 残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債 権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

#### 保有期間

- A. 本契約にかかる申込みをした事実は、当社が㈱日本信用情報機構に照会した日から 6ヶ月以内
- B. 本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間
- C. 契約内容および返済状況に関する情報は、契約継続中および契約終了後5年以内
- D. 取引事実に関する情報は、契約発生中および契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
- (3) 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 会員は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業 者による会員の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を 以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。
- ①信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報またはその一部を保有します。

- A. 上記(2)により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
- B. 信用情報機関が収集した A. 以外の情報
- C. 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
- ②信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を A. および B. または A. のとおり利用します。

改定前	改 定 後
	A. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理 B. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出 ③信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供 当社が加盟する信用情報機関は、信用情報(①A. B. C. )を加盟事業者へ提供します。また、信用情報(①A. )を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。また、信用情報(①A. )を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。 (4) 当社が加盟する信用情報機関の名称等 当社が加盟する信用情報機関の名称等 当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面(電磁的記録を含みます。)により通知し、同意を得るものとします。 (構シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法に基づく指定信用情報機関) (貸金業法に基づく指定信用情報機関) お問い合わせ先:0570-06666-414 ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp/※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。 (構日本信用情報機関の名称等全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
	第5条(個人情報の公的機関等への提供) 会員は、各種法令の規定により提出を求められた場合、またはこれに準ずる公共の利益のために必

# 改 定 後

要がある場合、当社が公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

#### 第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) -省略-
- (2) 万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、 当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

#### 第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条(1)①②及び(2)に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

#### 第7条(契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用)

- (1) -省略-
- (2) 各取引が終了した場合であっても、第1条(1) に基づき当社が取得した個人情報は、前項 ①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用しま す。
- (3) -省略-

#### 第8条(合意管轄裁判所)

-省略-

#### 第9条 (条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

#### ■ 個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者(営業部門担

#### 第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) -省略-
- (2) 万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、 当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第7条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部または一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条(1)①②及び(2)に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

#### 第8条(契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用)

- (1) -省略-
- (2) 各取引が終了した場合であっても、第1条(1) に基づき当社が取得した個人情報は、前項 ①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等<mark>または</mark>当社所定の期間保有し、利用します。
- (3) -省略-

#### 第9条(合意管轄裁判所)

-省略-

#### 第10条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

#### ■ 個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者(営業部門担

改定前	改 定 後
当役員)を設置しております。	当役員)を設置しております。
【問い合わせ・相談窓口等】	【問い合わせ・相談窓口等】
一以下、省略—	一以下、省略—
◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称	<ul> <li>◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称</li></ul>
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL: 03-5739-3861	〒108-0074 東京都港区高輪 3·19·15 TEL: 03-5739-3861 <li>2025 年8 月現在</li>